

令和元年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和元年9月6日（金）

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県庁北新館5-B会議室

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 議 事

（1）副会長の選出

（2）滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について（資料1-1）

（3）本県における特別支援教育の現状と課題・施策について

（資料1-2～1-5）

■本県における特別支援教育の現状

・今年度の取組（資料2）

・「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」における特別支援教育の推進について

（4）学びにくさのある児童生徒への指導・支援について

・学びにくさのある子どもへの指導充実事業（小中学校）（資料3-1）

・高等学校特別支援教育推進事業（高等学校）（資料3-2）

4 閉 会

<配布資料>

委員名簿、滋賀県附属機関設置条例、滋賀県特別支援教育支援委員会規則、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項、滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1-1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について

資料1-2 特別支援教育の対象の概念図【義務教育段階】

資料1-3 特別支援教育にかかる幼児児童生徒数の推移について

資料1-4 特別支援教育にかかる実態調査について

資料1-5 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

資料2 「地域で共に生きる」特別支援教育の推進（今年度の主な事業）

資料3-1 学びにくさのある児童生徒への指導充実事業

資料3-2 高等学校特別支援教育推進事業

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	役職
医 師	宇野 正 章	滋賀県医師会:小児科医	
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医	
	福田 正 悟	滋賀県医師会:学校医	
学識経験者	渡部 雅 之	滋賀大学教育学部教授 副学長	会長
	儀部 美 也 子	奈良大学社会学部教授	
	柴田 有 加里	滋賀県発達障害者支援センター所長	
関係教育機関 の職員	日根 野 克 史	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)	
	宮崎 ナ オ 子	特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長)	
	小島 輝 彦	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立野洲養護学校長)	
	尾代 恵 子	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立豊話学校長)	
	か中 川 孝 子	特別支援学校教職員:知的障害 (県立長浜北星高等養護学校長)	
	い井 上 照 美	県特別支援教育研究会会長 (東近江市立能登川東小学校長)	
	ヤマ 田 孝 孝	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級設置校長会彦根市理事)	
	き菊 池 晴 子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)	
	い四 谷 さ お り	幼稚園等教職員 (甲賀市 水口西保育園長)	
	い一 色 重 紀	県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長)	
か甲 津 千 秋	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)		
関係行政機関 の職員	カ酒 見 純	県健康医療福祉部障害福祉課長	
	シ西 村 実	県中央子ども家庭相談センター所長	
	い岩 田 俊 幸	県彦根子ども家庭相談センター所長心得	

(任期:平成30年6月22日～平成32年6月21日)

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（滋賀県基本構想審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

（省略）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

（省略）

3 知事および教育委員会の附属機関

（省略）

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、県教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づく、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
 - 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
 - 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

1 担任する事務

障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

2 調査審議の具体的事例

- ・「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」のうち、教育支援に関する助言
- ・多様で柔軟な学びの場のあり方に関する助言
- ・県教育委員会に市町から依頼のあった就学に関わる相談に対する、インクルーシブ教育の観点からの助言

滋賀県特別支援教育支援委員会で取り上げるテーマについて

1 平成 30 年度 第 2 回委員会より

- | | |
|---|--|
| <p>A 就学前教育の充実</p> | <p>E 個別の指導計画等の作成・活用
・作成時期・活用</p> |
| <p>B 小中学校における特別支援教育
・特別支援教育コーディネーターの役割
・特別支援学級の学級経営
・通級指導教室の教室経営（在籍校連携）</p> | <p>F 地域支援（医療・福祉）との連携
・発達支援機関との連携</p> |
| <p>C 高等学校における特別支援教育</p> | <p>G 特別支援学校の専門性の向上
・地域へのセンター的機能の発揮
・特別支援学校の免許状取得</p> |
| <p>D 特別支援学校における特別支援教育</p> | <p>H 医療的ケアの必要な子どもについて
・対象児童生徒への対応</p> |

2 令和元年度の委員会で取り上げるテーマについて（案）

（1）県内の特別支援教育に関する実態に関して

- 県教育委員会が実施している調査結果等をもとにした教育支援について
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画に関すること（利活用の推進）
 - ・教育と医療、福祉との連携

（2）多様で柔軟な学びの場に関して（B、C、D、E）

- 学びにくさのある子どもへの指導充実（小中学校通常の学級の充実・高等学校）
 - ・通級による指導の充実（通常の学級との連携）
 - ・副次的な学籍制度、特別支援学校の小中学校分教室について

（3）県に市町から依頼のあった就学に関わる相談に関して（A、F、G、H）

- ・望ましい学びの場の選択や合理的配慮の提供に関すること
- ・就学相談の体制および内容・審議等に関すること
- ・障害のある幼児児童生徒の一貫した支援について、教育内容および指導方法に関すること

特別支援教育の対象の概念図

【義務教育段階】

<H30:全国>

義務教育段階の全児童生徒数 約980万人

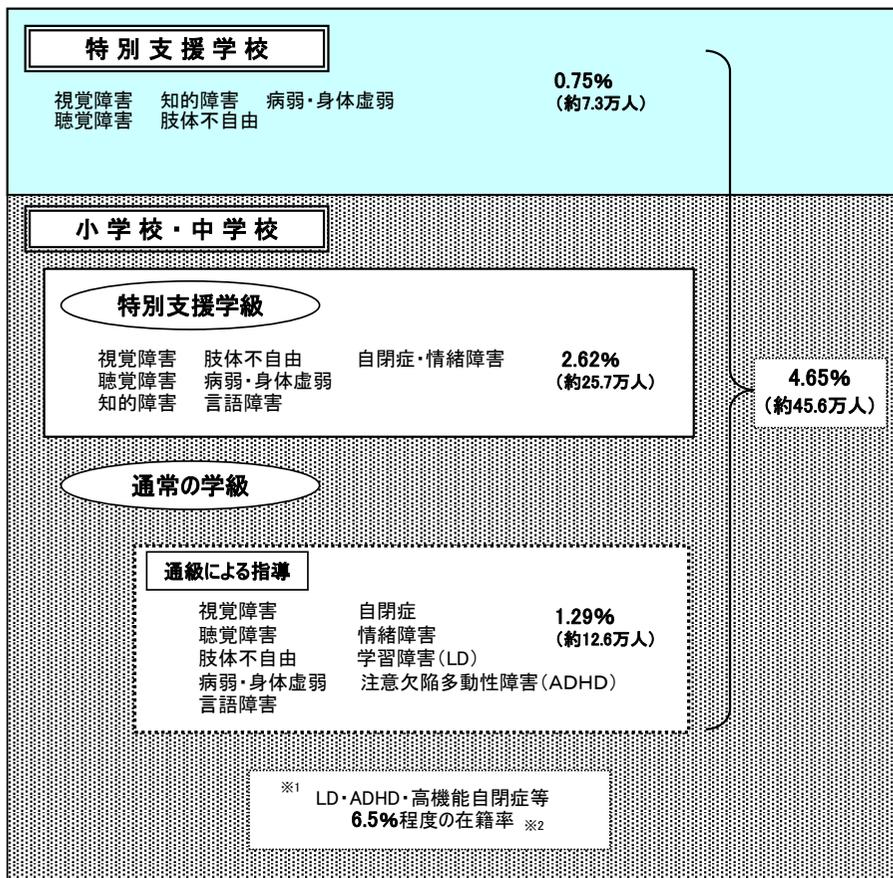
重



障害の程度



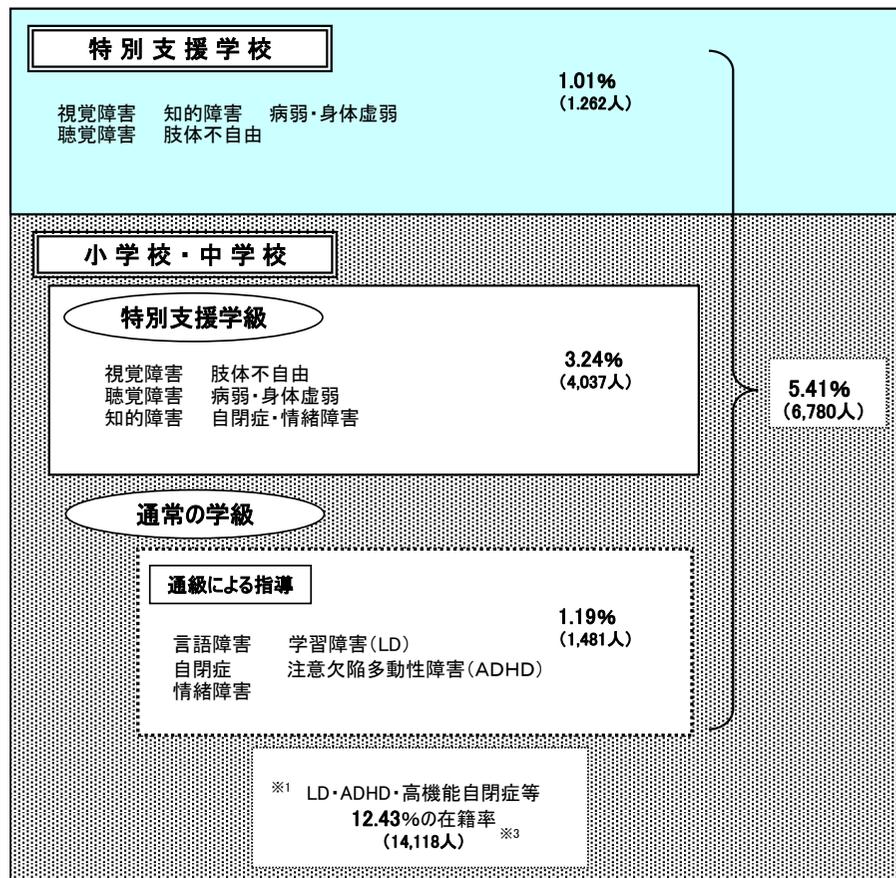
軽



※2を除く数値は平成30年5月1日現在

<H30:滋賀県>

義務教育段階の全児童生徒数 124,704人



平成30年5月1日現在、ただし※3は平成30年9月1日現在

※1 LD(Learning Disabilities)：学習障害
ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

※3 平成30年9月1日現在で通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中学校のみ)

県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

(毎年度 5月1日現在 単位:人)

資料 1-3

年度	視覚障害					聴覚障害					知的障害				肢体不自由				病弱				計				
	幼	小	中	高	計	幼	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	幼	小	中	高	計
22	3	6	11	14	34	28	29	17	19	93	379	293	612	1,284	146	89	95	330	21	22	15	58	31	581	432	755	1,799
23	2	5	6	24	37	25	31	20	13	89	424	320	669	1,413	157	77	99	333	20	22	16	58	27	637	445	821	1,930
24	1	5	5	23	34	21	29	22	11	83	442	363	710	1,515	151	82	96	329	22	22	17	61	22	649	494	857	2,022
25	2	6	2	24	34	11	32	18	20	81	468	374	726	1,568	164	77	98	339	14	20	14	48	13	684	491	882	2,070
26	2	6	3	14	25	8	29	16	23	76	493	391	737	1,621	165	92	93	350	20	21	15	56	10	713	523	882	2,128
27	3	5	7	16	31	6	29	13	22	70	530	374	797	1,701	163	88	98	349	15	20	17	52	9	742	502	950	2,203
28	2	3	10	11	26	4	31	8	17	60	518	368	820	1,706	159	88	98	336	8	22	19	49	6	719	496	956	2,177
29	2	2	10	10	24	4	24	10	16	54	521	374	853	1,748	166	89	97	352	18	17	23	58	6	731	500	999	2,236
30	1	5	6	10	22	0	23	12	14	49	545	368	796	1,709	176	74	97	347	10	12	23	45	1	759	472	940	2,172
R1	2	4	5	12	23	5	16	17	7	45	546	378	787	1,711	162	84	99	345	13	11	22	46	7	741	495	927	2,170

特別支援学級の学級数および児童生徒数の推移

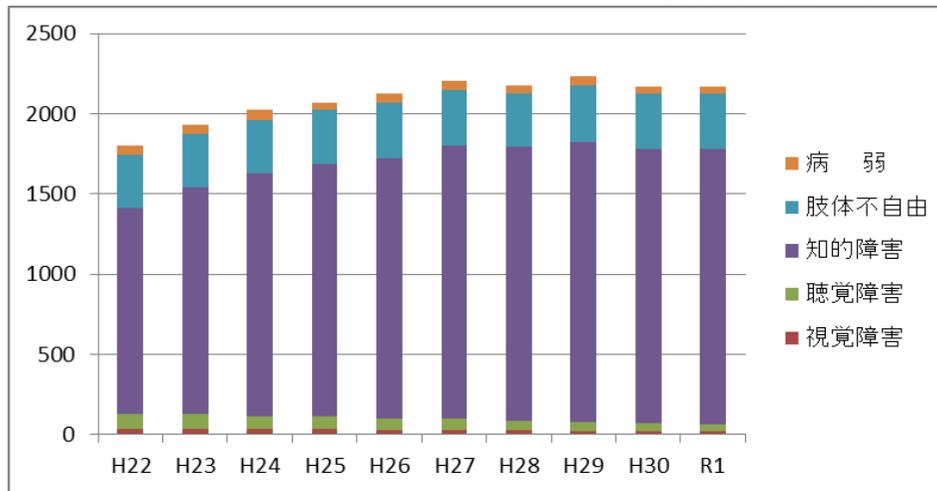
(毎年度 5月1日現在 単位:学級、人)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

年度	弱視		難聴		知的障害		肢体不自由		病弱・虚弱		自閉症・情緒障害		計		年度	児童生徒数		小・中合計	教室数							
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数		小	中									
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中		小	中									
22	14	4	18	18	10	32	245	97	1,496	56	18	91	23	14	41	176	70	875	532	213	2,553	22	880	60	940	44
23	18	5	24	17	11	31	250	100	1,591	48	23	88	22	11	34	184	72	976	539	222	2,744	23	1,020	81	1,101	44
24	16	6	24	19	13	35	259	105	1,710	50	27	89	25	10	32	192	74	1,012	561	235	2,902	24	1,084	99	1,183	52
25	17	5	25	22	8	31	263	111	1,793	49	27	89	30	6	35	195	76	1,033	576	233	3,006	25	1,091	97	1,188	55
26	19	3	24	26	9	37	260	117	1,855	50	18	76	35	9	45	196	82	1,075	586	238	3,112	26	1,096	111	1,207	57
27	21	1	24	24	10	36	271	120	1,936	49	14	75	33	14	53	204	86	1,168	602	245	3,292	27	1,098	126	1,224	61
28	19	3	22	24	12	41	274	122	1,988	53	15	79	38	17	58	210	91	1,292	618	260	3,480	28	1,135	148	1,283	62
29	12	5	18	30	9	46	288	117	2,043	54	20	84	42	15	58	219	97	1,432	645	263	3,681	29	1,226	172	1,398	70
30	12	7	20	36	9	53	302	115	2,186	50	20	89	43	12	55	239	106	1,634	682	269	4,037	30	1,276	205	1,481	74
R1	13	6	19	40	10	59	316	126	2,320	58	18	102	41	18	60	255	106	1,786	723	284	4,346	R1	1,353	282	1,635	86

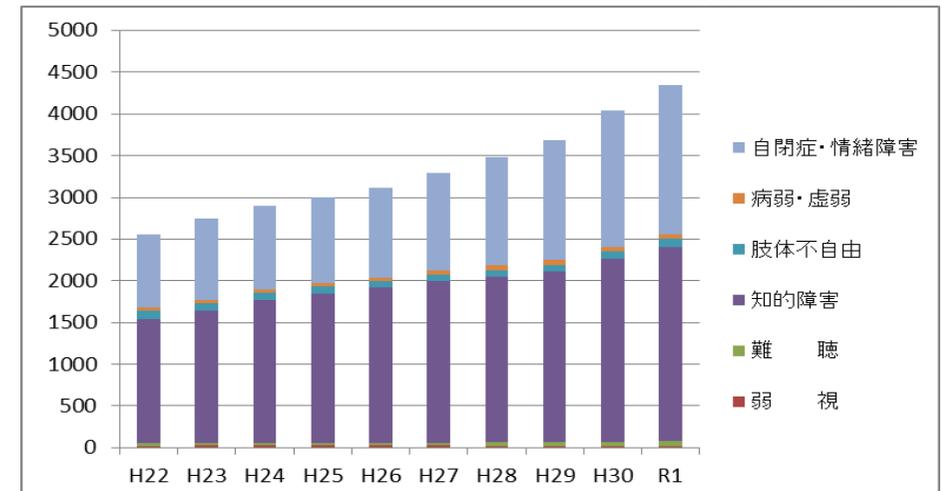
県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

毎年度5月1日現在 単位:人



市町立小・中学校特別支援学級の児童生徒数の推移

毎年度5月1日現在 単位:人



【本県調査結果】

平成30年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年9月1日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	13.61%	12.34%	10.87%
中学校	10.06%	9.11%	7.91%
小中学校 計	12.43%	11.27%	9.90%
高等学校	4.48%	4.20%	3.56%

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	91.9%	96.4%	95.4%
中学校	92.5%	91.1%	86.4%
高等学校	91.6%	78.3%	76.7%

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

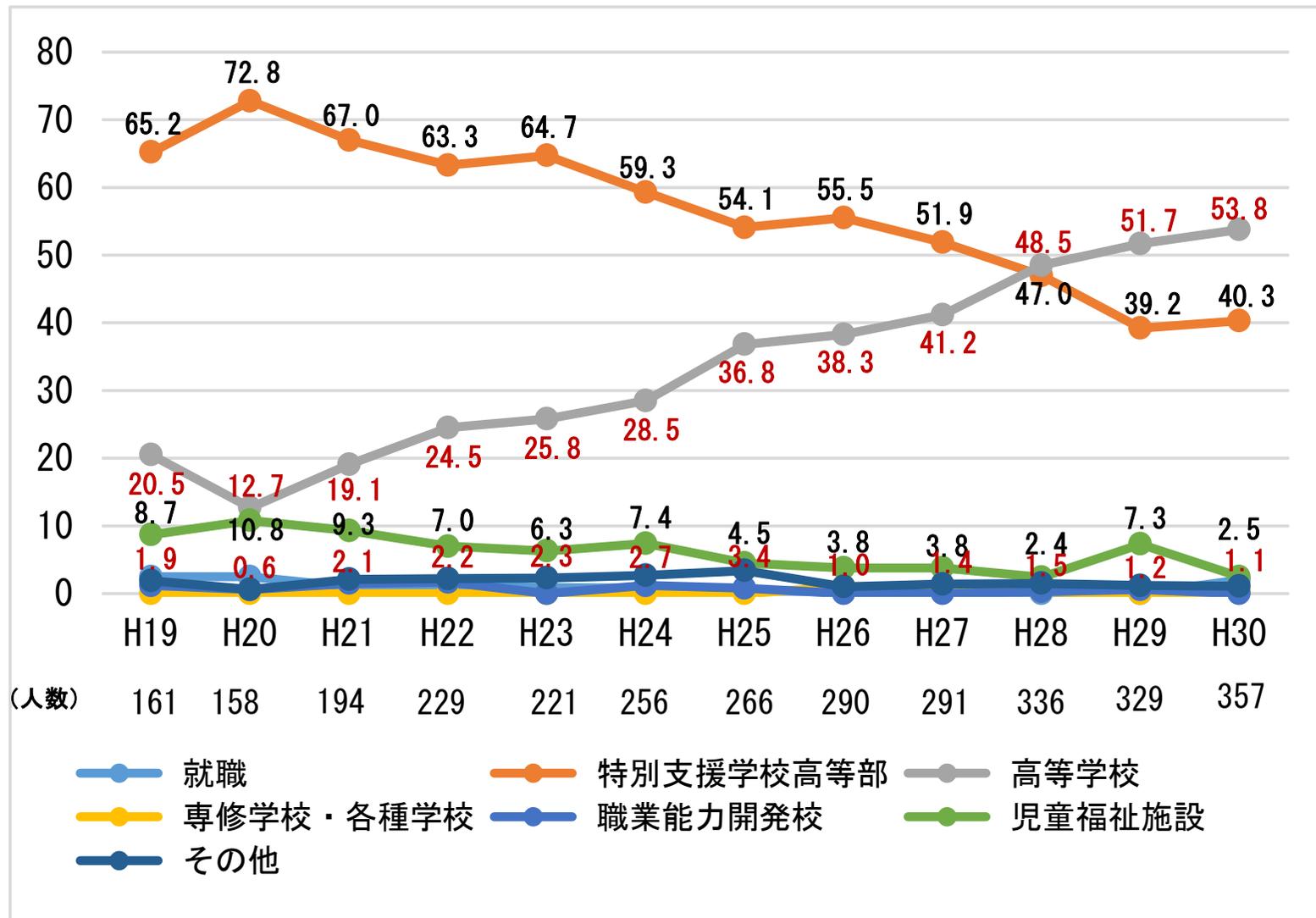
	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	78.5%	73.7%	69.4%
中学校	75.5%	70.6%	64.2%
高等学校	87.4%	48.7%	39.2%

* 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について

公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、両計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合を表したもの

＜中学校特別支援学級卒業生の進路状況＞

資料 1 - 5



「地域で共に生きる」特別支援教育の推進 (平成31年度の主な事業)

目的

- 障害のある子どもとない子どもが、安心して地域で共に学び、共に生きていくための力をつける。
- 高等学校段階の障害のある子どもたちが自信を持ち、自らの力を発揮して社会参加する。

【社会的・職業的自立】

○社会的・職業的自立に向けた職業教育の充実

特別支援学校

卒業後の社会的・職業的自立をめざした
就労意欲の向上と就職率の向上

★ 職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業

①しがごと検定

- ・目標を持ち就職をめざす生徒の育成

②しがごと応援団

- ・学校と企業が一体となった職業教育の推進



- ④就労アドバイザー (県中小企業活性化基金事業)
- ・実習先や就職先の拡大
- ①、②、③の充実

③教育課程の研究

- ・高等部における職業教育の効果的な指導内容・方法を盛り込んだ教育課程の編成等に向けた研究の推進

新

★ 農福連携推進に係る就農支援モデル事業

- ①農業と教育の連携推進による就農システム構築
 - ・就農・農業教育マネージャーの設置
- ②農業従事者の知見を生かした職業教育の実施

○ 高等部卒業生の就職率 H31 目標 30.0%

H28 滋賀県 28.5% 全国: 30.1%
H29 滋賀県 29.6% 全国: 31.2%
H30 滋賀県 27.9% 全国:

○ 高等部卒業生の就職実現率(就職者/就職希望者)

H27: 82.7% H28: 92.0% H29: 84.6% H30: 91.4%

多様な学びの場づくり + 学びの場の柔軟な選択

学びの連続性

交流及び共同学習(★インクルーシブ・プログラム推進モデル事業)

高等養護学校
新設
(H33.4開校予定)
(北天津高校併設)

高等部
分教室

県・市町の
共同研究

副次的な学籍制度
分教室(小学部・中学部)

合理的配慮

切れ目のない指導・支援

【インクルーシブ教育システムの構築】

○教員の専門性の向上

○多様な学びの場としての教育環境の整備

高等学校

高等学校における特別な支援を要する生徒への指導力向上と支援の充実

★ 高等学校特別支援教育推進事業

- ①障害生徒支援スタッフ(支援員)の配置
 - ・発達障害等のある生徒 授業時の声かけや実習授業時の安全確保などの学習支援
 - ・肢体不自由の生徒 移動や食事排泄等の介助などの生活介助
- ②特別支援教育巡回指導員等の派遣
 - ・指導員による継続的な助言 ⇒ 教員の専門性の向上
 - ⇒ 個別の指導計画・教育支援計画の作成・活用促進
 - ・臨床心理士等の専門家の活用 ⇒ アセスメント力の向上

- 個別の指導計画作成率
H30: 91.6%
H31目標 92%
- 個別の教育支援計画作成率
H30: 87.4%
H31目標 84%

義務教育段階における地域での学びの場の充実

★ 「地域で学ぶ」支援体制強化事業 (合理的配慮コーディネーター)

- ①「地域で学ぶ」支援体制強化事業費補助金(看護師配置事業)
- ②市町との共同研究の推進(副次的な学籍・分教室・合理的配慮)
- ③望ましい就学指導推進事業(就学相談関係者研修会)

★ 学びにくさのある子どもへの指導充実事業

- ①発達障害支援アドバイザーの派遣(小学校・中学校)
 - ・「学びにくさ」「読み解く力」への対応 ⇒ 発達障害指導推進
 - ・「読み解く力向上フォーラム」への派遣 ⇒ 教員指導実践力向上

★ 通級による指導の充実(通級指導教室の設置)

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合
滋賀県 H30: 1.01% 全国平均 H30: 0.75%
- 通常の学級における発達障害のある小中学校児童生徒の在籍割合
滋賀県 H30: 12.43% 全国平均 H24: 6.5%

小学校・中学校

- 個別の指導計画作成率
小 H30: 91.9%
H31目標 100%
- 中 H30: 92.5%
H31目標 100%
- 個別の教育支援計画作成率
小 H30: 78.5%
H31目標 84%
- 中 H30: 75.5%
H31目標 84%

★「地域で学ぶ」支援体制強化事業 (再掲)

- ③望ましい就学指導推進事業(就学相談関係者研修会)

幼稚園・保育所

現状

- ★「特別支援教育にかかる実態調査 (H29)」より (小・中学校)
 - 通常の学級における発達障害等の児童生徒在籍割合が、全国に比して高く、また年々増加している。(本県：11.27% (H29) 全国：6.5% (H24))
 - 通常の学級における児童生徒への支援の状況 (重複回答有)
 - ・学級担任による支援・配慮 : 91.7%
 - ・T・T (複数指導) や少人数指導による支援 : 32.2%
 - ・通級による指導 : 13.4%
 - ・特別支援学級担任による支援 : 2.5%

新学習指導要領における特別支援教育に関する記述の充実

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に実施すること。
- 障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し指導を実施すること。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用に努めること。

課題

- 教員の発達障害に対する理解促進と専門性向上が急務。
- 通常の学級における発達障害等による学びにくさのある児童生徒への効果的な指導方法の確立が必要。
- 発達障害等による学びにくさからくるつまずきのポイントを明らかにし、確かな学力の基盤となる読み解く力を育む指導や支援が必要。
- 実践的な研修において、これまで明らかになった読み解く力につまずきのある児童生徒への効果的な指導方法の普及が必要。
- 児童生徒への有効な支援を個別の指導計画等に記載するなど、効果的な活用が大切。
- 新学習指導要領への対応「児童生徒の発達を支える指導の充実」を図る必要がある。

方向性

- 確かな学力を育む授業の改善に関わって、発達障害等による学びにくさや読み解く力につまずきのある児童生徒に対する有効な支援や教科指導法の普及を図る。

目標

- 発達障害を的確に理解し、その特性に応じた指導を推進する。
- 個々の児童生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に実施する。
- 授業のユニバーサルデザイン化などにより、わかりやすい授業への改善をめざす。

取組

学びにくさのある子どもへの指導充実事業 「発達障害支援アドバイザー」の派遣

- 1 「学びにくさ」や「読み解く力につまずき」への対応を図るため、発達障害指導のモデル拠点として2地域へ派遣 (「アドバイザー」：小・中学校それぞれに対応)

「LD等への対応について教科指導を通じた研究を実施」

- ◎学習上につまずきを発見し支援方法を検討
- ◎授業研究会等を通じ、学びにくさのある児童生徒への指導方法を啓発
- ◎学びにくさのある児童生徒への効果的な指導実践事例の蓄積



- 2 「読み解く力」向上を図るための研修 (幼小中教育課事業) 「読み解く力」向上フォーラムや「研修会」への派遣
「スーパーバイザー」による研修から特別支援教育の視点を学ぶ

- ◎発達障害指導の拠点校の取組を紹介
- ◎効果的な指導方法の紹介
- ◎読み解く力の基礎に関わる研修実施
教科指導法を基にしながら読み解く力の向上を図る

期待される効果

- ・発達障害を的確に理解し、その特性に応じた指導を推進
- ・発達障害指導の拠点校 (モデル地域) における研究成果の発信・普及
- ・児童生徒にわかりやすい授業へ改善 (集団指導と個別支援の両立)
- ・児童生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に実施
- ・個別の指導計画の作成及び内容の充実
- ・読み解く力等、児童生徒の発達を支える指導の充実

高等学校特別支援教育推進事業

【現状】

○高等学校において発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒がさらに増加

平成19年度	0.84% (278人)	5.0倍 1,060人増加 1.06倍 52人増加
平成29年度	4.20% (1,338人)	
平成30年度	4.48% (1,390人)	

※ 在籍率10%以上の学校 16校、5~10%の学校

○高等学校における個別の教育支援計画等の作成率が向上
作成した教育支援計画等の活用が必要

個別計画を作成した生徒数の割合 (平成30年度)	中学校	高等学校
教育支援計画の作成率	75.5%	87.4%
指導計画の作成率	92.5%	91.6%

【課題】

- 発達障害に関わる教員の理解促進と、支援方法・指導方法のスキルアップ
- 発達障害のある生徒に対し、組織で対応する校内支援体制の充実
- 発達障害のある生徒の支援内容に関する各校種間の引継ぎの確実な実施

【手立て】

- 専門家による高等学校教員への継続的な指導助言
 - 個別の教育支援計画等の活用支援、● 特別支援教育の専門性向上、● 校内委員会の体制の充実
- 高等学校への支援員配置
 - 学びにくさのある生徒への支援と周囲の生徒への理解啓発
- 特別支援教育コーディネーターの専門性向上

① 高等学校への特別支援教育支援員の配置

H27 3人 H28 7人 H29 7人 H30 11人 H31 11人

- ・ 肢体不自由のある生徒が在籍している学校
 - ・ 作業学習等、実習の教育課程が多い学校
 - ・ 発達障害のある生徒の在籍率が高い高等学校
- 以上を総合的に判断して配置校を決定



学びにくさのある生徒への支援と、当該生徒以外の生徒に対する障害者理解を促しインクルーシブ教育の推進を図る



小中学校と連携した指導
・ 支援の引継ぎ



中学校

個別の教育支援計画等による情報の共有

- ・ 支援が必要な生徒1人ひとり特性理解
- ・ 高等学校で必要となる支援の方向性
- ・ 保護者や関係機関との連携状況



小学校



高等学校

校内委員会



卒業後の社会的自立
に向けた指導と支援



- ・ 教育支援計画の作成率向上と活用を図る
- ・ 教員の資質向上を図る
- ・ 校内支援体制の充実に促す

② 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣

- 派遣対象校 個別の指導計画・支援計画の作成率が低い学校および、計画を効果的に活用できていない学校
- 派遣校数 10校
- 指導内容
 - ・ 個別の指導計画・支援計画の作成指導
 - ・ 計画の効果的な活用指導
 - ・ 特別支援コーディネーターを核とした校内支援体制の充実
 - ・ 管理職、教員等への専門性の向上のための研修

サポートチームの派遣

大学教授や臨床心理士等の専門家チームを設置し、指導員の指導がより効果的になるよう専門的な知見からの助言を行う。